

第6回 八尾市文化財保存活用地域計画協議会（書面開催）

書類送付：令和4年2月17日（木）

意見聴取締切日：令和4年2月28日（月）

意見聴取人数：12名

【意見内容】

1 八尾市文化財保存活用地域計画（案）の承認について

全会一致で承認をいただく。あわせて、委員から以下のとおり意見をいただく。

委員意見：（頁順）

- ・ P 3 3 最終行 「藤原 頼道」 → 「頼通」

 - ・ P 3 5 6行目 綿木
 - ・ P 4 1 3－4産業史の第3段落の4行目 綿木
の【農業】の1行目 綿
 - ・ P 8 3 最終行から数えて3行目 綿木
- 「木綿」へ表現の統一を
- ・ P 3 6 1行目 「不向きな太くて」 → 「不向きな、繊維が太くて」
 - ・ P 4 7 4行目 「おりますが」 → 「いますか」
 - ・ P 6 1 3－4「文化的景観」の位置づけで久宝寺寺内町が記述されているが、むしろ「伝統的建造物群」が適切ではないか？ P 6 3では、伝統的建造物群保存地区との関係で説明されている。
 - ・ P 6 3 最終行 「このように・・・大切なものです」 → 「大切なものがあります」
 - ・ P 7 4 特徴3は「大和川付替えと交通網の発達による寺内町の発展」が適切ではないか？
 - ・ P 9 0 (1)「指定化」、(2)登録化は、一般的な表現ではないので、「指定」「登録」へ。
 - ・ P 1 0 6－1 0 7 寺内町に関する方針として、「昔ながらの景観」は「歴史的景観」とすべきではないか。※町並みは歴史性を有しながらも生活の中で変化しており、現代生活とどのように折り合いをつけるかも重要な点である。
 - ・ P 1 1 3 3－1 3 「学識等」 → 「学識経験者等」 か 「有識者等」へ修正
 - ・ P 1 1 6 3－1 3 「学識等」 → 「学識経験者等」 か 「有識者等」へ修正

2 その他

今後のスケジュールについて事務局より提示

- ・ 令和4年2月 本協議会で計画書（案）の内容をご確認いただく。
- 3月 「八尾市文化財保存活用地域計画」（案）を文化庁へ提出
- 5月 （文化庁）文化庁調査官へ照会、関係省庁へ事前協議
- 6月下旬 大阪府を通じて、認定申請
- 7月上旬（文化庁）申請書受領後、関係省庁へ正式協議
- 7月下旬（文化庁）文化審議会文化財分科会に諮問・答申、認定通知

以 上